

【タイ】著作権代理人の身分証明書に関する通達について

2020年1月8日

ジェトロ・バンコク事務所

タイ知的財産局は、2019年12月25日、著作権代理人（"Copyright Agent"）の身分を騙った詐欺事件の発生を受け、著作権代理人の新たな身分証明書に関する通達（"Notification of the Department of Intellectual Property on Copyright Agents' Identification B.E.2562 (2019)"）を公布した。

同通達によれば、著作権者又はその代理人からの申請により、以下の要件を満たす者に対して、新たにQRコード付きの身分証明書を発行することとし、QRコードをスキャンすることによって著作権代理人の情報を確認できるようになるとのことである。身分証明書の有効期間は1年間を上限とし、著作権者が代理権を付与した期間を超えることはない。

- ・ 20歳以上であること
- ・ 高度な職業訓練を受けていること
- ・ タイ国内に居住しており、タイ国内に連絡可能なオフィスを有していること
- ・ 懲役刑を受けていないこと
- ・ 公的機関から解雇等されていないこと
- ・ タイ知的財産局のトレーニングを受けていること

この身分証明書を取得することは義務ではないが、現地代理人によれば、著作権侵害の事案を取り扱う際に警察より身分証明書の提示を求められる可能性があるとのことである。

URL 等

<https://www.ipthailand.go.th/th/dip-law-2/item/ประกาศกรมทรัพย์สินทางปัญญา-เรื่อง-การแจ้งข้อมูลตัวแทนดำเนินคดีละเมิดลิขสิทธิ์-พ-ศ-๒๕๖๒.html>

本内容は、日本貿易振興機構が2020年1月現在、TMI Associates (Thailand) Co., Ltd. 等より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。